

企業会計基準委員会 御中

収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見

2016年5月31日
石油連盟 財務専門委員会

貴委員会による表記意見募集につきまして、以下の通り意見を提出させていただきますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

質問1

お寄せいただくご意見を今後の当委員会の基準開発において適切に踏まえるために、以下の質問についてご回答いただくにあたっては、どのような立場（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人、学識経験者、その他）に基づくものかをご記載ください。

石油精製・元売企業の業界団体として、財務諸表作成者たる会員各社から意見を募った上でとりまとめを行っている。

質問2

当委員会は、我が国における収益認識に関する包括的な会計基準を開発することは、会計基準の体系の整備につながり、日本基準の高品質化及び企業間の財務諸表の比較可能性を向上させること等に寄与すると考えており、当該検討を進めています。

この開発にあたっては、本資料第16項に記載した理由により、IFRS第15号の内容を出発点として検討を行っていますが、この点について、ご意見があればお寄せください。

(コメントなし)

質問 3

「第 1 部 IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題」の I. から III. に記載のとおり、当委員会は、仮に IFRS 第 15 号の基準本文（適用指針を含む。）の内容のすべてを、我が国の収益認識に関する包括的な会計基準として連結財務諸表及び個別財務諸表に導入した場合の論点を予備的に識別した上で、適用上の課題を分析しています。

識別された 17 の論点及び適用上の課題の分析の内容について、例えば、次の観点から、ご意見があればお寄せください。

- ・各々の論点の「予備的に識別した適用上の課題」に記載されている内容は適切か。また、当該論点について、記載されている課題以外に適用上の課題として検討が必要と考えられるものはあるか。
- ・各々の論点の「影響を受けると考えられる取引例」に記載されている取引例は適切か。また、各々の論点について、記載されている取引例以外に影響を受けると考えられる取引はあるか。
- ・各々の論点について、他にコメントはあるか。

<【論点 14】第三者に代わって回収する金額（間接税等）について>

論点 14 において、企業が第三者に代わって顧客から回収する金額であるかどうかの検討を行わなければならないものの具体例として、たばこ税・酒税と共に「揮発油税」が例示列挙されている。

石油連盟としては、揮発油税については以下の観点などから「第三者に代わって回収する金額」とは判断されず、税相当額を収益として認識し、総額表示すべきものとする。

- 揮発油税は、販売に即して課税されるものではなく、製造場からの移出又は保税地域からの引き取り時点で課税（蔵出し税）されるものであり、販売店等から売上債権が回収できない場合であっても、既に納付した税額に係る還付規程がないなど、石油精製・元売会社が回収リスクを負っていること
- 石油精製・元売会社は、揮発油税について、棚卸資産を販売可能とするための不可避なコストとして、販売原価の一部を構成するものとして取り扱っていること

なお、上記を踏まえ、「第三者に代わって回収する金額」かどうかの判断が必要な事例として、揮発油税を例示することは適切ではないと考える。

質問 4

「第 1 部 IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題」の I. から III. に記載している 17 の論点以外の論点に関する適用上の課題を識別している場合、可能な限り、詳細に当該内容をご記載ください。

(コメントなし)

質問 5

「第 1 部 IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題」の「IV. 開示（注記事項）」では、IFRS 第 15 号に定められている注記事項を示しています。

これらの注記事項の中で、収益に関する分析を行うにあたり、特に有用であると考えられる注記事項を、その理由とともにご記載ください。また、コストと便益を比較考量した観点から、特に取り入れることに懸念がある注記事項を、その理由とともにご記載ください。

以下の理由から、IFRS 第 15 号において定められている注記事項のうち、「収益の分解」、「契約残高」及び「履行義務」については、作成者側において多大なコストが発生する、または利用者への有用な情報の提供にならない懸念がある。

○収益の分解

収益の分解に係る注記と、IFRS 第 8 号「事業セグメント」が求めるセグメント別の情報開示との二重基準となり、両者の差異により利用者が混乱するおそれがある。

○契約残高

連結グループベースで対応するためには、特に連結子会社からの迅速なデータ収集に実務上の困難が伴う。また、収益として認識した金額との整合がとれず、利用者が混乱する可能性がある（例：「第三者に代わって回収する金額」として収益から控除する金額がある場合には、収益売上に含まれなくなる一方、売掛金には含まれる）。

○履行義務

連結グループベースで対応するためには、特に連結子会社からの迅速なデータ収集に実務上の困難が伴う。

質問 6

その他、当委員会が取り組んでいる我が国における収益認識に関する包括的な会計基準の開発に関して、ご意見があればお寄せください。

＜重要性基準について＞

本意見募集文書の「Ⅳ. 開発する会計基準の内容等」にも記載の通り、IFRS 第 15 号において重要性に関する特段の定めは設けられていないが、我が国における収益認識に関する包括的な会計基準の策定に当たっては、現行の我が国における会計基準に設けられている重要性基準について、引き続き適用することとしていただきたい。

特に工事進行基準の適用要否に関する重要性基準については、作成者の負担と利用者の便益のバランスを考慮して定められたものであるため、同様の規定を設けることが適切と考える。

また、IFRS 第 15 号に定められている注記事項を我が国においても開示することになる場合には、連結子会社からのデータ収集等の業務負荷を考慮し、一定の重要性基準を設けることが適切と考える。

＜適用開始時期の再検討について＞

本意見募集文書の「Ⅲ. 今後の予定」では、平成 30 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用が可能となることを本会計基準開発の当面の目標としているが、とりわけ IFRS 第 15 号においては、我が国において広く認められている出荷基準による収益認識が必ずしも認められず、各企業において業務フロー・業務システムに重大な変更を加えなければならない可能性があることを考慮すると、適用タイミングについて数年間の後倒しを検討する必要があるものとする。

特に各企業における準備期間として、本会計基準の正式な公表（確定）から適用開始時期までの期間を十分に確保していただきたい。

以 上